

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第4回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

参考+α

5. 報道の自由と取材の自由に関するその他の判例

TBS ビデオテープ差押え事件

争点

取材テープを差し押さえることは憲法に違反しないか？

〈判旨〉

取材テープが

- ① 重要な証拠価値を持つ
- ② 被疑者らの協力により犯行場面を撮影したもの
- ③ 編集したものが放映済み
- ④ 被疑者らはその放映を了承していた

時は、警察による取材テープの差押えは憲法に違反しない。

7. その他の判例

(法廷メモ採取事件～レペタ事件～)

争点 1

法廷内でメモをとることは憲法上保障されているか？

〈判旨〉

メモをとるぐらいで裁判が乱されるとは思えないので、そりゃ、音の出るペンでメモをとるなど、うるさい場合には「メモをとっては駄目」とは言えるが、そうじゃない場合はメモを取るのは自由である。とされた

争点 2

メモをとる事合憲性は、どのように判断するか？

〈判旨〉

筆記行為の制限または禁止には、表現の自由に制限を加える場合に一般的に必要とされる厳格な基準までもが要求されるわけではない。なぜならば、筆記行為の自由は憲法 21 条で規定されている表現の自由そのものとは異なるからである。

猿払事件

争点 1～3

国家公務員の政治活動を禁止している国家公務員法は憲法に違反しないか？

〈判旨〉

公務員の政治的行為を禁止する事は、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまる限り、憲法 2 1 条に違反しない。

この判断にあたっては

- ① 禁止の目的
 - ② この目的と禁止される政治的行為との関連性
 - ③ 政治的行為を禁止する事により得られる利益と禁止する事により失われる利益との均衡
- の 3 点から検討する事が必要。

検討すると

- ① 公務員の政治的行為を禁止する目的は正当（公務員の政治的中立性を損なう恐れがあるから）
 - ② 公務員の政治的行為を禁止する事は、禁止目的との間に合理的な関連性がある
 - ③ 公務員の政治的行為を禁止する事により
 - 失われる利益：意見表明の自由が制約される。
 - 得られる利益：公務員の政治的中立性を維持し、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保できる。
 よって、得られる利益は失われる利益と比べてさらに重要といえる。
- 以上より、憲法 2 1 条に違反しない。

けんちゃんのまとめ

〈表現の自由〉

報道・取材の自由	報道の自由は、表現の自由を保障した憲法 2 1 条の保障の下にあり、報道の為の取材の自由も憲法 2 1 条の精神に照らし、十分に尊重に値する 博多駅テレビフィルム提出命令事件
筆記行為の自由	筆記行為は、憲法 2 1 条の精神に照らし、尊重されるべきであるが、憲法 2 1 条によりによって直接保障される表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限、禁止には、表現の自由に制限を加える場合に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない (法廷メモ採取事件～レペタ事件～)
反論文掲載請求権	反論権の制度について具体的な成文法が無いのに、反論権を認めるに等しい反論文掲載請求権をたやすく認めることはできない。 (サンケイ新聞事件)

8. 検閲の禁止 事前抑制について

けんちゃんの参考資料

事前抑制の理論

事前抑制の理論とは、表現活動を公権力が事前抑制する事は原則として禁止。という法理を言う。
この事前抑制の禁止の具体的な表れとして検閲の禁止がある。検閲は絶対的に禁止。

【絶対的に保障される人権】

- ① 投票の秘密（15条④）
- ② 検閲の禁止（21条）
- ③ 公務員による拷問・残虐な刑罰の禁止（36条）
- ④ 思想及び良心の自由（19条）

税関検査事件

争点1

検閲とは何か

〈判旨〉

検閲の意義

1. 主体は、行政権
2. 対象は、思想内容等の表現物
3. 時期は、発表前
4. 目的は、発表の禁止
5. 方法は、網羅的・一般的

北方ジャーナル事件

争点1

〈判旨〉

裁判所による表現物の事前差止めは検閲にあたらぬ。

争点2

裁判所は事前差止めをしていいのか？

〈判旨〉

原則：事前抑制に該当し、公務員・候補者に対する表現物の事前差止めは禁止

例外：21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件があればしても良い

その具体的要件とは

- ① 表現内容が真実でない
- ② 表現内容が公益を図る目的でなくかつ被害者が回復困難な損害を被る恐れがある時
- ③ 真実であることの主張・立証の機会を与えること

けんちゃんのまとめ

〈検閲に当たらないもの〉

- ① 税関検査
- ② 教科書検定
- ③ 日本放送協会による政見放送の削除
- ④ 裁判所の仮処分による表現物の事前差止め

税関検査事件

第一次家永教科書事件

（最判 H2. 4. 17）

北方ジャーナル事件

4 学問の自由

1. 学問の自由

学問の自由の内容には以下が含まれる **東大ポポロ事件**

- ① 学問研究の自由・・・真理の発見、探究を目的とする研究を個人が任意に行うことができる自由
- ② 研究発表の自由・・・研究成果を外部に発表する自由
- ③ 教授の自由・・・学生に対して研究成果を教授する自由
- ※ 大学の自治・・・大学の内部行政に関しては大学の自主的な決定に任せる。

2. 大学の自治

東大ポポロ事件

争点 1

大学における学問の自由とは？大学の自治とは？

〈判旨〉

大学における学問の自由とは、教授、その他の研究者の研究・研究の結果の発表・研究結果の教授を指す。大学の自治とは、大学における学問の自由を保障するための自治と解される。

争点 2

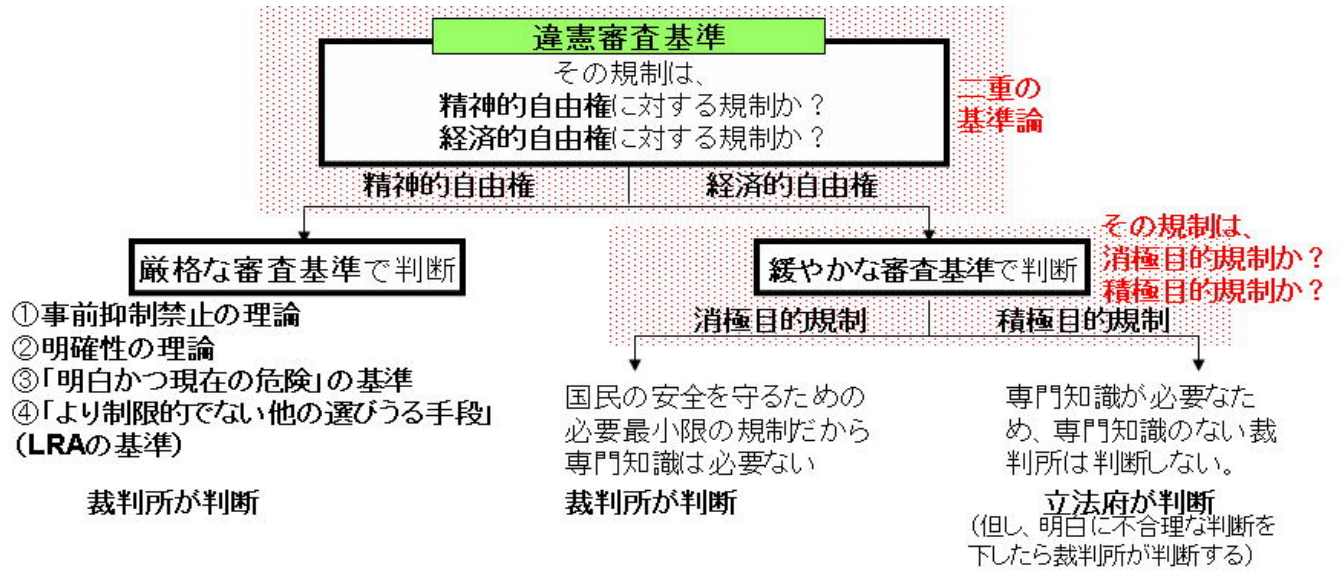
学生の集会は学問の自由と大学の自治の保障を受けるか？

〈判旨〉

学生の集会が研究又はその結果発表のためではなく、政治的社会的活動のためにする場合には、学問の自由と大学の自治の保障を受けない

これですっきり！！

違憲審査基準



第6章 自由権・2

1 居住・移転・職業選択の自由

2. 職業選択の自由

(2) 職業選択の自由に対する制約

経済的自由も無制限な自由ではなく規制を受ける。

経済的自由権を規制するには、下記の2種類があります。

- ① 消極目的規制
- ② 積極目的規制

これを目的によって分類しているから**規制目的二分論**という。

① 消極目的規制

国民の生命や健康・財産に対する危険を防止する事を目的に加えられる規制。

(簡単に言うと、**国民の安全を守るため、必要最小限のことだけをする規制のこと**)

【具体例】

例えば、誰でも医者になれてしまう世の中だったら、何も勉強しない人が医者になって、国民の安全が脅かされてしまいます。医者になりたい人は、一生懸命勉強して、大学で医学を学んで医師免許を取得すれば誰でも医者になれます。国家は、Aさんアンタが医者をやいなさい、Bさんアンタは医者になっちゃダメです、などと言って介入してくることはありません。勉強して医師免許を取得する、これだけの規制をクリアすれば医者になれるのです。この規制が消極目的規制です。

消極目的規制によって、国民の安全を守るための必要最小限の規制がされているのです。

具体的に

- 許可制：風俗営業・飲食業・貸金業
- 届出制：理容業
- 資格制：医師・弁護士・行政書士

があります。

【違憲審査基準】

消極目的規制は、国民の安全を守るための必要最小限の規制です。国民の安全を守るための必要最小限の規制ですので、裁判所に社会・経済政策の専門知識は必要ありません。だから消極目的規制は裁判所も判断することができます。

これを難しい言葉で、**厳格な合理性の基準**と言います。

【判例】

- **薬局距離制限事件**

② 積極目的規制

社会的・経済的弱者を保護する事を目的の規制

(簡単に言うと、**調和のとれた経済発展を確保し、社会的弱者を保護するための規制のこと**)

【具体例】

例えば、ここに街の商店街があるとします。街の商店街のお店は小さな規模のお店ばかりです。小さなお店が立ち並ぶ商店街の近くに突如大型スーパーができてしまったら、商店街のお店はお客さんをすべてとられてしまいます。商店街の小さなお店は、巨大スーパーが持つ巨大な資

本力にとっても太刀打ちできないからです。巨大スーパーは豊富な品揃えをして、商品の値段を下げます。すると商店街の小さなお店は潰れてしまいます。そこで国家が介入してきます。国家は大型スーパーに対して、ここに建ててはいけません！と口出ししてくるわけです。この口出しする、というのが**積極目的規制**です。**積極目的規制**によって、大型スーパーの資本力の脅威から、社会的弱者である商店街の小さなお店を守っているのです。具体的に

- 特許制（電気やガスや鉄道などの公共事業など）
 - 営業が国家独占とされるもの（郵便事業・タバコなど）
 - 大規模店舗の出店制限
- があります。

【違憲審査基準】

専門的知識が必要なため、専門的知識のない裁判所は判断を下さずに立法府が判断する。但し、立法府が明白に不合理な判断を下したら裁判所が判断を下すこれを難しい言葉で、**明白性の原則**と言います。

【判例】

- **小売市場事件**
- **酒類販売業の免許制事件**
- **公衆浴場距離制限事件**

小売市場事件

事案

建物を小売市場として貸付又は譲渡するときは、知事の許可が必要。と、小売商業調整特別措置法が定めていた。Yは知事の許可を得ずに建物を貸したため起訴された。

争点1

経済的自由に対する消極目的規制は許されるか？

〈判旨〉

必要かつ合理的な規制である限りは許される。

争点2

経済的自由に対する積極目的規制は許されるか？

〈判旨〉

憲法が予定しかつ許容している。

争点3

小売市場の許可規制は憲法に違反しないか？

〈判旨〉

小売市場の許可制は、規制の目的に、一定の合理性を認めることができる。規制の手段・態様には、著しく不合理である事が明白であるとは認められない。よって憲法には違反しない。

薬局距離制限事件

争点1

消極目的規制の合憲性はどのように判断するか？

〈判旨〉

消極目的規制としての許可制が合憲となるためには

- ① 許可制が必要かつ合理的なものであること
 - ② 許可制以外の方法では規制目的が達成できない
- の2点が必要。

争点2

薬局開設許可の距離制限は憲法に違反しないか？

〈判旨〉

薬局等の適正配置規制は薬局の過当競争による経営の不安定化の防止の為にあるのではなく、不良薬品供給防止の為にある。これを防止するには、刑罰・行政上の制裁により目的を果たす事が出来る。(許可制以外の方法でも目的が達成できる。と言っている)

よってこの規制には、目的を達成する為の必要性と合理性の存在を認める事が出来ないから憲法に違反し無効。

けんちゃんのごろ合わせ

消極目的規制の薬局距離制限事件は違憲判決が下された。積極目的規制の小売商距離制限事件は(しょう) (や) (いけ) (せっきょくてき) (こ)

合憲判決が下された。

(ごうこん)

「庄屋行け！積極的に合コンに！」で暗記できる。

酒類販売業の免許制事件

酒税法が酒類の販売業について免許制を採用している事は、立法府の裁量の範囲を逸脱するものではない。なぜならば、酒税法が酒類の販売業について免許制を採用しているのは、酒類製造者に納税義務を課し、酒類製造業者を介しての代金の回収を通じてその税負担を消費者に転嫁するという仕組みを取っている事に伴うものだから。

けんちゃんのテキスト以外の判例

白タク営業事件

自家用自動車を有償運送の用に供する事を禁止する事は、公共の福祉のために必要な制限であり、憲法22条①に違反しない。なぜなら、自家用自動車の有償運送行為は、無免許営業に発展する危険の多いものだからである。

(最判 S35. 1. 27)

医薬類似行為を業とする事を禁止処罰する法律は、公共の福祉上必要であるから憲法22条に違反するものではない。なぜならば、かかる業務行為が人の健康に害を及ぼすおそれがあるからである。

西陣ネクタイ事件

生糸の一元輸入措置および価格安定制度を定める法律は、立法府がその裁量権を逸脱し、当該規制措置が著しく不合理であることが明白でないから憲法に違反しない

(このような法律は、積極的な社会経済政策の実施の一手段として個人の経済活動に対し一定の合理的規制措置を講ずるもの(積極目的規制)であるから、明白性の原則(立法府がその裁量権を逸脱し、当該規制措置が著しく不合理である事が明白な場合に限り、これを違憲としてその効力を否定する事ができる)に従って違憲審査をしているのである)

3. 外国移住の自由・国籍離脱の自由

帆足計事件（ほあしけいじけん）

事案の概要

原告 X は、1952 年 3 月に当時のソビエト連邦のモスクワで開催される国際会議に出席するために、外務大臣に対してソ連行きの旅券の発給を申請した。しかし外務大臣は、X が旅券法 13 条 1 項 5 号（当時。現在は 7 号）にいう「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」とであると認定をして、旅行の旅券の発給を拒否したので、原告は国際会議に出席することができなくなった。そこで、X は海外渡航の権利を侵害したとして、国に対して損害賠償を提起した。

〈判旨〉

憲法 22 条②の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由をも含むものと解すべきであるが、外国旅行の自由といえども無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと解すべきである。そして旅券発給を拒否することができる場合として、旅券法 13 条① 5 号が「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、外国旅行の自由に対し、公共の福祉のために合理的な制限を定めたものとみることができ、所論のごとく右規定が漠然たる基準を示す無効のものであるということとはできない。されば右旅券法の規定に関する所論違憲の主張は採用できない。

～当時は、冷戦という国際情勢であったため、資本主義国である日本から社会主義国の中心国であるソ連へ渡航するということは、「日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞がある」として旅券の発給を拒否した外務大臣の処分には合理性がある。としたわけさ。～

4. 経済的自由の違憲審査基準

参考 + α

2. 経済的自由の違憲審査基準

(1) 二重の基準論

二重の基準論とは、精神的自由権と経済的自由権を比べて、精神的自由権を制限する立法は、経済的自由権を制限する立法より、厳格な基準によって審査されるべきとする理論。

薬局距離制限事件の判決で、この二重の基準論を認められた。

(2) 経済的自由についての目的二分論

職業選択の自由は、精神的自由と比較してより強い規制を受けるが、その規制の仕方も目的によって 2 つに分類される。それを規制目的二分論という。

小売市場事件の判決は、消極的規制と積極的規制とに分けた後で、積極的規制については「立法府の判断を尊重する」と述べている。

薬局距離制限事件判決でも消極的規制と積極的規制がある事を前提にしている。

そして、消極的規制の違憲判断基準について、「**厳格な合理性の基準**」を採用している。

2 財産権の保障

1. 財産権保障の意味

憲法が保障する財産権には、所有権をはじめとする物権だけでなく、債権や無体財産権も含まれる。

森林法違憲判決**争点 2**

森林法の規定は憲法に違反するか？

〈判旨〉

財産権の規制に対して立法府が下した判断が違憲となるのは以下の時に限る

- ① 立法の規制目的が公共の福祉に合致しない事が明らかな時
- ② 規制手段が必要性・合理性に欠けている事が明らかであり、立法府の判断がその裁量権を逸脱している時

よって、分割請求権の制限は必要性・合理性共に欠けている事が明らかであり憲法に違反する。

2. 財産権の一般的制限**参考 + α****4. 公共の福祉の意味**

憲法上、公共の福祉という言葉は4か所で使われている。(12、13、22、29条)

しかし、公共の福祉という条文上の文言はほとんど意味を持たず、そもそも公共の福祉というものは、人権の矛盾・衝突を調整する原理であって、全ての人権に内在するのだ(絶対的に保障される人権は除く)という考え方を**一元的内在制約説**と呼んでいる。

この考え方は、あらゆる人権が内在的な制約(初めっからある制約)を受ける。とし、人権の種類によって制約の程度も異なる。とする。

たとえば、自由権の制約は、必要最小限度の制約とし、自由国家的な公共の福祉による制約が認められている。これに対して社会権を保障するための経済的自由権の規制は、必要な限度において認められる社会国家的な公共の福祉だ。というわけ。

しかしこの学説だと、条文上の公共の福祉という言葉の意味が薄くなってしまいうという弱点がある。それで今日の通説的見解では、公共の福祉を自由国家的な公共の福祉と社会国家的な公共の福祉に分けて、自由国家的な公共の福祉は、12、13条を根拠に内在的な制約。

社会国家的な公共の福祉は、22、29条を根拠に政策的な制約。としている。

もっとも政策的制約と言っても、経済的社会的弱者救済の観点から来る政策に限られる。よって、社会権保障につながる経済的自由の制限に関してのみこの政策的制約が認められ精神的自由権には適用されない。

自由国家(消極的国家)→国家は市民生活にできる限り干渉せず、社会の秩序維持のみを行うべき。
という考え方。警察国家とも言う。

社会国家(積極的国家)→国家は社会・経済的弱者に積極的に手を差し伸べて最低限度の生活を保障すべきという考え方。福祉国家とも言う。

ムツカピクないよん

3. 財産権の制限と正当な補償**「正当な補償」の意味**

- ① 相当補償説 取用される財産の公共性から、常に完全な補償である必要はなく、社会経済状況から判断して相当な補償であれば足りる。とする考え方

【判例】自作農創設特別措置法事件

- ② 完全補償説 取用される財産のもつ客観的な市場価格の全ての補償を認めるべき。とする考え

方。

【判例】土地収用法事件

(最判 S46. 1. 20)

収用が行われた後、収用目的が消滅した場合は法律上当然に被収用者に返還しないか？



収用が正当な補償の下に行われた時は、その後になって収用目的が消滅しても法律上当然に被収用者に返還しなければならないものではない。

けんちゃんのテキスト以外の判例

(判例)

すでに法律が定められている財産権の内容を、事後の法律で変更した場合でも、その変更が公共の福祉に基づく合理的なものであれば損失補償は不要

(判例)

私人の財産が公共の用に供される際になされる補償は、財産の供与と同時にする必要はない

(最判 S43. 11. 27)

平和条約の締結によって在外資産の賠償への充当による損害は一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところである。戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民の全てが多かれ少なかれその生命、身体、財産の犠牲を耐え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲または戦争損害として、国民の等しく受忍しなければならなかったところだからである。よって損失補償は必要ではない。

けんちゃんの参考資料

合憲か違憲かを判断するための一定の基準があります。以下、3つの基準を紹介します。

「厳格な合理性の基準」 (LRAの基準)

「厳格な合理性の基準」 (LRAの基準)とは、その目的を達成するためにより制限的でない他の選ぼうる手段が存在しない場合に合憲とするもの。

例えば、「デモ行進をするには役所の許可が必要」とする公安条例があったとする。

「許可が必要」という制限は、公衆の安全・秩序の確保を目的とするから目的は正当だが、許可制よりゆるい届出制でもその目的は達成できるので、この条例は表現の自由に対する過度の規制であり違憲である、という具合に判断する。

日本では、この「厳格な合理性の基準」 (LRAの基準)による違憲判決は、薬事法距離制限違憲所判決において経済的自由に対して採用されただけであり、最高裁では合理的関連性の基準を採用している。

「合理的関連性の基準」とは、

規制目的が正当性を有し、規制手段と規制目的との合理的な関連性があるかないかで合憲か違憲かを判断したり (大阪市屋外広告物条例事件)

又、規制によって得られる利益と失われる利益との均衡により合憲か否かを判断する (戸別訪問禁止事件) というもの。

合理的関連性の基準を採用する判決として、

○ 大阪市屋外広告物条例事件

- 戸別訪問禁止事件
- 猿払事件最高裁判所判決

今まで見てきた、「明白かつ現在の危険の法理」「二重の基準の法理」、「厳格な合理性の基準(LRAの基準)」、「合理的関連性の基準」 以外にも以下のような法理もあります。

「明確性の原則」

精神的自由を規制する法令の条文の記載は、その内容が明確でなければいけないとする理論である。法文が漠然不明確な法令は表現行為に対して萎縮的効果を及ぼす為、原則として無効となる。これを「漠然性ゆえに無効の理論」と言う。

また、法文が一応明確であっても、規制の範囲があまりにも公汎で違憲的に適用される可能性のある法令は、その存在自体が表現の自由に重大な脅威を与える為、不明確な法規の場合と同様だから、原則として無効となる。これを「過度の広範性ゆえに無効の理論」と言う。